## 登別市消防団条例(昭和29年条例第3号)新旧対照表【第1条による改正】

現行	改正後(案)
(団員の定員)	(団員の定員)
第3条 団員の定員は <b>191人</b> とする。	第3条 団員の定員は <u>161人以内</u> とする。

## 登別市消防団条例(昭和29年条例第3号)新旧対照表【第2条による改正】

現行	改正後(案)
現行 (任命) 第4条 団長は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の団員は、 団長が市長の承認を得て任命する。	改正後(案)  (団員の種類) 第3条の2 団員の種類は、基本消防団員(以下「基本団員」という。) 及び機能別消防団員(以下「機能別団員」という。)とする。 2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。 3 機能別団員は、特定の消防活動に従事する団員とする。 (任命) 第4条 団長は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の基本 団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって、団長が市長の承認 を得て任命する。 (1)登別市に居住する者 (2) 18歳以上60歳未満の者 (3)心身ともに健康な者 2 機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって団長が市長 の承認を得て任命する。 (1)機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって団長が市長
( ba ble 12 TE)	(2) 18歳以上の者 (3) 心身ともに健康な者
(欠格条項)	(欠格条項)

- 第4条の2 次の各号の一に該当する者は、団員として任命することができ | 第4条の2 次の各号の**いずれかに**該当する者は、団員として任命するこ ない。
- (1)登別市以外に居住する者
- (2) 18歳未満の者
- (3) 45歳以上の者。ただし、幹部で特に必要があると認めたときは、こ の限りでない。
- (4) 心身虚弱の者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終る終わるまでの者、又はその 執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 懲戒免職により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない │(3) 懲戒免職により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しな 者
- (7)6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者 │ (4)6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする

(分限)

- 第7条 団員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任命権 | 第7条 団員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任命 者はその意に反して、これを降任し又は免職することができる。
- $(1) \sim (3)$  略
- (4) 班長以下の団員で年齢が50歳になった場合
- (5) 略
- (6) 第4条の2**第1号、第5号、第7号**のいずれかに該当するに至ったと き。

とができない。

- (1) 心身虚弱の者
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終る終わるまでの者、又はそ の執行を受けることがなくなるまでの者
- い者

(分限)

- 権者はその意に反して、これを降任し又は免職することができる。
- $(1) \sim (3)$  略
- (4) 班長以下の**基本団員**で年齢が**60歳**になった場合
- (5) 略
- (6) 第4条の2**第2号又は第4号**のいずれかに該当するに至ったとき。
- (7) 基本団員にあっては、第4条第1項第1号に該当しなくなったとき。
- (8)機能別団員にあっては、第4条第2項第1号に該当しなくなったと <u>き。</u>

(報酬)

(報酬)

第16条 団員には、次の報酬を支給する。

団長 年額 75,000円

副団長 " 58,000円

分団長 " 43,000円

副分団長 〃 34,000円

部長 " 29,000円

班長 " 27,000円

団員 " 25,000円

2 前項の報酬は、毎年度3月に支給するものとし、次の各号に掲げる場合 3 前2項の報酬は、翌年度の4月までに支給するものとし、次の各号に には、それぞれ当該各号に定める計算方法により算定した報酬額を支給す る。

 $(1) \sim (3)$  略

<u>3</u> 略

別表第1(第17条関係)

<u>階級</u>	費用弁償の額
団長、副団長	登別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)
分団長、副分	第3条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」と
団長	いう。)が7級である市職員が受ける旅費額に相当する額
部長、班長	職務の級が4級以下である市職員が受ける旅費額に相当す
<u>団員</u>	る額

第16条 基本団員には、次の報酬を支給する。

団長 年額 75,000円

副団長 " 58,000円

分団長 " 43,000円

副分団長 " 34,000円

部長 " 29,000円

班長 " 27,000円

その他の団員 " 25,000円

- 2 機能別団員には、年額10,000円の報酬を支給する。
- 掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める計算方法により算定した報 酬額を支給する。

 $(1) \sim (3)$  略

## <u>4</u> 略

5 第1項から第3項に規定する報酬は、その年度に1回も公務に従事し なかったときは支給しない。

別表第1 (第17条関係)

区分	費用弁償の額
団長、副団長	登別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)
分団長、副分	第3条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」と
団長	いう。)が7級である市職員が受ける旅費額に相当する額
部長、班長	職務の級が4級以下である市職員が受ける旅費額に相当す
その他の団員	る額